

第 11 節 法令等遵守態勢に関する監督

背景

現在の社会動向等を踏まえ、金融機関の健全かつ適切な業務運営を確保するためには、財務の健全性に加え、法令等遵守態勢の重要性が一層高まっている。

こうした観点から、金融庁では、従来から不祥事件や社会的批判その他の理由により、金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ銀行法第 24 条に基づき報告を求め、例えば法令等遵守態勢の見地から内部管理態勢等に問題があると認められる場合は、銀行法第 26 条に基づき業務改善を求めてきたところである。

さらに、14 事務年度からは、金融機関の内部管理態勢の強化に資する等の観点から、公表に特に問題が生じるおそれがある場合を除いて、法令等遵守態勢（コンプライアンス）に関する業務改善命令の発出を公表することとしている。

なお、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（15.3.28）」において、顧客とのリレーションシップに立脚した中小・地域金融機関については、顧客との信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生を未然に防止する観点から、不祥事件等に関する法令等遵守態勢について業務改善命令等の監督上の措置を厳正に運用する旨を明らかにしている。

実績

14 年 7 月以降、法令等遵守態勢に問題があると認められたことから、業務改善命令を発出し、その旨を公表した金融機関は以下のとおり。

（地域銀行）

H 14.12.20	静岡中央銀行
H 14.12.20	八千代銀行
H 15.2.7	北都銀行
H 15.2.7	香川銀行
H 15.4.18	せとうち銀行
H 15.4.18	広島総合銀行
H 15.5.16	四国銀行
H 15.6.6	北國銀行

H 15.6.13 福井銀行

H 15.6.20 横浜銀行

(協同組織金融機関)

H 15.5.16 太陽信用金庫

H 15.5.30 近畿労働金庫

H 15.6.6 東北地区 6 労働金庫 (青森県、岩手、秋田県、宮城
山形県、福島県)

H 15.6.6 中国地区 4 労働金庫 (山陰、岡山、広島県、山口県)